

令和4年度 NPO支援専門家派遣による個別団体支援事業 実施要領

1 目的

山梨県内にあるNPO法人等の事業運営が円滑に行われるよう、行政手続きや会計処理の仕組みなど、専門的な支援を要する案件について、各分野の専門家を派遣し、運営の支援を行います。

2 事業概要

(1) 支援回数と時間について

1 団体 1 件（最短30分から最長2時間）

※相談時間の内訳について、相談1件（1申し込み）につき、相談者と専門家が相談の上、資料作成の要点確認に1時間、後日、作成した資料確認に1時間のように2時間以内で分けることは可能。

※定められた時間を超える対応が必要と専門家が判断した場合は、時間の延長を認める場合がある。

(2) 支援方法について

原則、面談で行う。（※ただし、専門家の判断で変更は可。）

(3) 登録している専門家の種別

行政書士、司法書士、税理士、弁護士、ICT等の指導資格所持者 など

(4) 主な支援内容

行政機関への手続きに関すること、NPO法人会計に関すること、NPO法人の運営方法に関する
こと、広報活動に関すること など

(5) 支援対象外となる内容

- ・書類自体の作成代行にあたる内容
- ・定期的に関係機関へ提出する書類（資産変更、役員変更、事業報告書、決算書など）の作成 など

3 対象

山梨県内でボランティア・NPO活動をしている、または、活動を予定している団体及び個人

4 事業の受付期間

令和5年2月1日（火）17時まで

（※ただし、本事業予算の上限に達し次第、期間内であっても受付終了となります。）

5 申込から報告までの流れ

(1) 派遣の申し込み

利用希望団体は、次のとおり、必ず事前にお申し込みください。

- ・申込期限 令和5年2月1日（水）17時まで（随時受付）
- ・申込先 山梨県ボランティア・NPOセンター
- ・申込方法 所定の申込書（様式1-1）の必要事項すべてに記入のうえ、「8 申込・報告及び問い合わせ先」へFAX、郵送、持参のいずれかの方法でご提出ください。

※センターが申込書の受理前に、利用希望団体が直接、本事業内容を指す連絡を専門家に行っていた場合、その後の申し込みがあったとしても、本事業の対象と認めません。また、このとき発生したいかなる事象についても、当センターは一切責任を負いません。

※申込書は、「やまなしNPO情報ネット」からもダウンロードできます。

※必要に応じて、申込書以外に資料の提出をお願いすることがあります。

(2) 専門家の調整

利用希望団体から申込書の提出を受け、山梨県ボランティア・NPOセンターは内容確認後、専門家との調整を行います。専門家の対応可否について調整し次第、派遣の可否について、利用希望団体へ、原則、1週間以内に連絡します。

(3) 相談日程等の調整

派遣が可能となった時、利用団体へ支援を担当する専門家の連絡先をお伝えします。利用団体の担当者は、速やかに専門家へ連絡をし、相談日程及び会場を調整してください。また、調整結果は必ずセンターへご連絡ください。

(4) 利用団体からの相談に対する専門家による支援

調整した日程及び会場において、利用団体は申込書の内容に即した相談をし、専門家からの支援を受けます。

(5) 報告

利用団体及び専門家は、派遣日の翌日から2週間以内に、山梨県ボランティア・NPOセンターへ、報告書を提出してください。（利用団体：様式1-2、専門家：様式1-3による。）

※報告書の提出に遅れがある利用団体については、次年度以降の申し込みを受け付けない場合があります。

6 支援にかかる費用について

利用団体の費用負担はありません。

※本事業に関わる専門家の報償費及び交通費は、山梨県ボランティア・NPOセンターが支払います。

7 専門家への報償費等の支払い

利用団体及び専門家から報告書が提出された後、センターは、報償費（表1参照）と交通費（本会規定により算出）を専門家へ支払います。

表1：報償費一覧

1回の支援時間	金額
30分まで	2,500円
31分～60分まで	5,000円
61分～90分まで	7,500円
91分～120分まで	10,000円

8 申込・報告及び問い合わせ先

特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会 山梨県ボランティア・NPOセンター
〒400-8501 甲府市丸の内2-35-1 やまなし地域づくり交流センター3階
TEL 055-224-2941 FAX 055-232-4087
メール yvnc@yva.jp